

相模原市SDGs ツーリズム推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市において体験等を通じてSDGs についての理解を深めるための事業を実施する事業者への補助を行うことにより、SDGs の普及啓発を図るとともに、相模原市の魅力の向上、観光の振興、シビックプライドの醸成を図ることを目的に補助金を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助金交付年度の2月末日までに完了するもので、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 相模原市内で実施されるとともに、相模原市の地域資源等を活用し、参加者が、見学や体験等を通じてSDGs の理念やSDGs の17のゴールについての理解を深めることのできる事業であること。
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とした事業でないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反する事業でないこと。
- (4) 本市若しくは本市以外から補助等を受けていない又は補助等を受ける予定のない事業であること。
- (5) 交付決定日以前に着手していない事業であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条に規定する旅行者
 - (2) 相模原市でSDGs に関する学びを提供できる事業者(法人、個人事業主)又は団体等
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しない。
- (1) 行政庁の許認可等を必要とする事業を営む者については、その許認可等を得ていない者
 - (2) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号)第2条第2号に規定する暴力団

(3) 法人のうち、代表者又は役員のうち相模原市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員に該当する者がいる者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条に掲げる補助対象事業を実施するに当たり、真に必要な経費のうち、別表に掲げる内容で市が認めるものとする。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助金の補助率は、補助対象経費の3分の2以内とし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助金の限度額は1事業当たり30万円とする。

3 補助金の額の算定において、1,000円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、相模原市SDGs ツーリズム推進事業補助金交付申請書に必要な添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者が一会計年度に申請できる数は2事業までとする。ただし、実施期間の異なる同一事業については一会計年度につき1事業までとする。

3 規則第4条第2項の規定により同条第1項第3号及び第4号に掲げる書類は、その添付を省略させるものとする。

4 市長は、規則第5条第1項の規定による審査等の結果、補助金等の不交付を決定したときは、補助金等不交付決定通知書により補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、別に定める相模原市SDGs ツーリズム推進事業補助金審査委員会において補助対象事業を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金交付決定通知書により申請者に通知をするものとする。

2 市長は、審査に際し必要があると認めるときは、前条の書類について申請者に説明及び資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の市長の定める期日は、交付決定通知書を受領した日から10

日を経過した日までとする。

(補助金の交付申請の変更又は中止)

第9条 規則第10条第3項の規定による交付の決定の内容の変更は、補助対象経費の額の増額については行わないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助金交付年度の3月末日までに行わなければならない。

2 規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 領収証又は支払いを証する書類の写し
- (2) 補助事業等を実施したことを証する写真等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の方法)

第11条 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関の預貯金口座に口座振替の方法により行う。

(様式)

第12条 この補助金の申請等に係る書類の様式は次のとおりとする。

相模原市SDGsツーリズム推進事業補助金交付申請書	第1号様式
事業計画書	第1号様式の1
収支予算書	第1号様式の2
相模原市SDGsツーリズム推進事業補助金交付決定通知書	第2号様式
相模原市SDGsツーリズム推進事業補助金不交付決定通知書	第3号様式
相模原市SDGsツーリズム推進事業計画変更(中止・廃止)申請書	第4号様式
相模原市SDGsツーリズム推進事業補助金交付決定取消(変更)通知書	第5号様式
相模原市SDGsツーリズム推進事業実績報告書	第6号様式
実施報告書	第6号様式の1
収支決算書	第6号様式の2
相模原市SDGsツーリズム推進事業補助金の額確定通知書	第7号様式
相模原市SDGsツーリズム推進事業補助金交付請求書	第8号様式

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	内 容
広報費	チラシ・ポスター・ホームページ・PR動画作成等に係る経費 等 ※補助事業のPRにかかる経費に限る
使用料	施設や設備等の使用料 等
通信運搬費	通信費、輸送費 等
消耗品費	消耗品費
雑役務費	補助事業実施のために、補助事業実施期間中に臨時的に雇い入れたアルバイト代 等
委託費	補助事業の一部について外部に委託をするための経費
その他経費	上記の他、市長が特に必要と認める経費